

交通安全家庭新聞

2024年

秋

秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～9月30日(月)

油断は 禁物!

- ★秋の美しい紅葉には、つい視線を奪われがちですが、交通事故の多くは運転中の脇見などだれもがついやってしまいがちなちょっとした不注意によって発生しています。
- ★交通状況は常に変化し続けており、いつもは車や自転車、歩行者があまり通らない場所でもいつ何時、車などがやってくるかわかりません。
- ★交通状況を熟知した場所でも油断せず、実際に多発している事故から自分の身を守るための安全通行・安全運転のポイントを実践しましょう。

回
覧

久慈市交通安全対策協議会*久慈市交通安全協会

歩行者・自転車事故の多発場所をご存じですか?…油断せずに安全確認を徹底!

事故多発場所① 住宅地の閑散とした道路

ここでは…  **歩行者**

車通りが少ないから大丈夫… と油断しがち!

特に歩行者の自宅近くの通り慣れた道路では、安全を確認せずに横断を始める地域住民の歩行者が少なくありません。そのため、横断中の歩行者と車が衝突する事故が多発しています。



だから歩行者は…

道路を渡るときは、必ず一度立ち止まり、道路の右左から車が近づいてきていないか確認しましょう!

一方、ドライバーは… 人通りが少ない道路でも、歩行者がいきなり横断してくるかも…と警戒し、歩行者の早期発見に努めましょう!

事故多発場所② 住宅地に点在する信号がない交差点

ここでは…  **自転車利用者**

めったに車は来ないから大丈夫… と油断しがち!

その多くが交通量の少ない交差点であるため、交差道路の安全を確認せずに通行する自転車利用者が少なくありません。そのため、車と自転車が出会い頭に衝突する事故が多発しています。



だから自転車利用者は…

交差点を通行するときは、必ず一度止まり、交差道路から車が来ていないか確認しましょう!

一方、ドライバーは… 交差道路側に一時停止の標識がある場合でも油断せず、交差点に突っ込んでくる自転車を予測し、必ず安全を確認してから通行しましょう!

事故多発場所③ 信号がある交差点

ここでは…  **歩行者 自転車利用者**

青信号だから安全だろう… と油断しがち!

青信号の横断歩道では、周りをよく見ず無警戒に横断する歩行者・自転車利用者が少なくありません。そのため、横断中の歩行者・自転車と右・左折してきた車が衝突する事故が多発しています。



だから歩行者・自転車利用者は…

横断前と横断中、交差点を広く見渡して、交差点を右・左折してくる車がないか確認しましょう!

一方、ドライバーは… 右・左折するときは、あらかじめ横断歩道を渡っている(渡ろうとしている)歩行者・自転車がいないか、しっかり確認しましょう!

夕暮れ時の危険性

明暗の境目がぼやけ、モノの形や色が識別しにくくなります。特に秋は夕暮れ時と帰宅時間が重なるので危険です。

夜間の危険性

言うまでもなく暗いため、他者(車)の存在を見落としやすくなります。また、一日の疲れなどにより注意力が低下しがちです。

秋は目没時間が早まります!!

夕暮れ時・夜間の危険を理解して安全通行・安全運転!

歩行者

黒っぽい服装はドライバーに見落とされやすくなるため、明るい色合いの服を着用しましょう。反射材の着用も効果的です。

自転車利用者

無灯火だと車のドライバーや歩行者から見えづらく危険です。薄暗くなってきたらライトを必ず点灯しましょう。

ドライバー

下向きのライトでは暗やみに潜む危険の発見が遅れるため、先行車や対向車がいなときはライトを上向きにしましょう。

自転車のながら運転と酒気帯び運転は厳罰です!

道路交通法が一部改正され、令和6年11月1日施行の見込みです

「ながら運転」の罰則が強化されます!

- 自転車の「ながら運転」(運転中のスマートフォンなどの使用)は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正により新たに罰則規定が設けられ、厳罰化されます。

現行 罰則：5万円以下の罰金(都道府県公安委員会規則)

改正後 ●スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合

※その他の無線通話装置(トランシーバーなど)を使用した場合を含みます。

●スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

※タブレット端末や携帯型ゲーム機などの画面を見続けた場合を含みます。

罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金(新設)

●「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金(新設)



「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます!

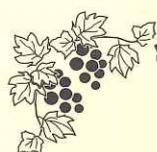
- 自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されるようになります。

■酒気帯び運転とは…呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

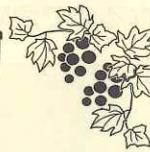
現行 罰則：なし

改正後 罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金(新設)

【参考】「酒酔い運転」の罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金(変更なし)



令和6年秋の全国交通安全運動



交通事故死ゼロを目指す日 令和6年9月30日(月)

実施期間 令和6年9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間

スローガン 「反射材 光って気づいて 事故防止」

運動の重点 (1) 反射材用品等の着用推進や
安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

(2) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯や
ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

